○財務省・農林水産省告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月十一日から適用する。

平成二十三年五月二日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百十六条第三項の規定により林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第三項の規定を読み替えて適用する場合及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十一条第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫法別表第五の規定を読み替えて適用する場合における二及び三の規定の適用については、二の表中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、三の表中「三十五年」とあるのは「三十八年」とする。

○厚生労働省告示第百五十三号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一項第三号の四中「係るもの」の下に「並びに天災その他のやむを得ない理由により、掛金又は徴収金の免除に係る法令上の特例措置がとられた場合に行われた、当該掛金又は徴収金の免除の申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であって、当該掛金又は徴収金を免除された期間に係るもの」を加える。

○厚生労働省告示第百五十四号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十六条第一項、第八十八条第一項及び第九十六条並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）第二条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示を次のように定め、公布の日から適用する。ただし、第一条及び第二条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示

（法第八十六条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第八十六条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額は、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十号）に規定する額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。

（法第八十八条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額）

第二条　法第八十八条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額は、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）に規定する額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。

（法第九十六条の厚生労働大臣が定める日）

第三条　法第九十六条の厚生労働大臣が定める日は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第九十六条第一号の厚生労働大臣が定める区域）

第四条　法第九十六条第一号の厚生労働大臣が定める区域は、別表に掲げる市町村の区域とする。

（令第二条の厚生労働大臣の定める医療機関及びその施設）

第五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（次項において「令」という。）第二条の表上欄の厚生労働大臣の定める医療機関は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療を提供する医療機関その他の医療機関であって、災害復旧の必要性が特に高いと認められるものとする。

2　令第二条の表下欄の厚生労働大臣の定める施設は、前項に規定する医療機関の有する施設のうち、災害復旧の必要性が特に高いと認められるものとする。

別表（第四条関係）

青森県	八戸市　上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市　宮古市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　遠野市　一関市　陸前高田市　釜石市　二戸市　八幡平市　奥州市　滝沢市　雫石市　葛巻市　岩手町　紫波町　矢巾町　西和賀町　金ケ崎町　平泉町　藤沢町　住田町　大槌町　山田町　岩泉町　田野畑村　普代村　軽米町　野田村　九戸村　洋野町　一戸町
宮城県	仙台市　石巻市　塩竈市　気仙沼市　白石市　名取市　角田市　多賀城市　岩沼市　東松島市　大崎市　刈田郡　七ケ宿町　蔵王町　七ケ浜町　利府町　大和町　大郷町　富谷町　大衡村　色麻町　加美町　涌谷町　美里町　女川町　南三陸町
福島県	福島市　会津若松市　郡山市　白河市　須賀川市　喜多方市　国見町　相馬市　伊達市　相馬郡　双葉郡　浪江町　葛尾村　新地町　飯舘村